事例番号:380207

原 因 分 析 報 告 書 要 約 版

産 科 医 療 補 償 制 度
原因分析委員会第四部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 38 週 3 日

9:00　前期破水のため入院

4) 分娩経過

妊娠 38 週 3 日

13:35- 陣痛未発来のためｵｷｼﾄｼﾝ注射液による陣痛誘発開始

13:57 頃- 胎児心拍数陣痛図で軽度変動一過性徐脈を認める

15:00 頃- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動の減少､軽度遅発一過性徐脈を頻繁に認める

16:47 頃- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動の減少を伴った高度遷延一過性徐脈を認める

17:17　超音波断層法で羊水ほとんどなし

17:48　超音波断層法で徐脈を認める

17:54- 胎児心拍数陣痛図で胎児心拍数 50 拍/分程度を認める

18:10　胎児機能不全の適応で帝王切開により児娩出

5) 新生児期の経過

⑴ 在胎週数:38 週 3 日

⑵ 出生時体重:2100g 台

⑶ 臍帯動脈血ｶﾞｽ分析:pH 7.20、BE -9.1mmol/L

⑷ ｱﾌﾟｶﾞｰｽｺｱ:生後 1 分 1 点、生後 5 分 1 点

⑸ 新生児蘇生:人工呼吸(ﾊﾞｯｸﾞ・ﾏｽｸ、ﾁｭｰﾌﾞ・ﾊﾞｯｸﾞ)、胸骨圧迫、気管挿管、ｱﾄﾞﾚﾅﾘﾝ注射液投与

⑹ 診断等:

出生当日 重症新生児仮死

⑺ 頭部画像所見:

生後 13 日 頭部 MRI で低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

⑴ 施設区分:診療所

⑵ 関わった医療ｽﾀｯﾌの数

医師:産科医 2 名

看護ｽﾀｯﾌ:助産師 4 名

2. 脳性麻痺発症の原因

⑴ 脳性麻痺発症の原因は、妊娠 38 週 3 日に生じた胎児低酸素・酸血症により低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考える。

⑵ 胎児低酸素・酸血症の原因は、臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性が高い。

⑶ 胎盤機能不全が脳性麻痺発症の増悪因子となった可能性がある。

⑷ 胎児は、妊娠 38 週 3 日の 15 時 00 分頃より低酸素の状態となり、その状態が出生時まで進行し低酸素・酸血症に至ったと考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

⑴ 妊娠 38 週 3 日、前期破水のため入院としたこと、および入院時の対応(分娩監視装置装着、血液検査、抗菌薬投与)は、いずれも一般的である。

⑵ 無痛分娩および分娩誘発・陣痛促進に関する同意書取得方法(文書による

説明・同意)、および破水後陣痛発来しないためｵｷｼﾄｼﾝ注射液による分娩誘発としたことは、いずれも一般的である。

⑶ ｵｷｼﾄｼﾝ注射液の開始時投与量、および 14 時 40 分までの増量方法は、いずれも一般的である。

⑷ ｵｷｼﾄｼﾝ注射液投与中の分娩監視方法(分娩監視装置による連続監視)は一般的である。

⑸ 胎児心拍数陣痛図上、妊娠 38 週 3 日 15 時 00 分頃から基線細変動減少、軽度遅発一過性徐脈が頻繁に認められる状況で、一過性頻脈あり、基線細変動ありと判読したことは一般的ではない。また、15 時 20 分以降ｵｷｼﾄｼﾝ注射液を増量したことは基準を満たしていない。

⑹ 胎児心拍数陣痛図上、16 時 47 分(「原因分析に係る質問事項および回答書」より)に遷延一過性徐脈と判読したことは一般的であるが、17 時 09 分までｵｷｼﾄｼﾝ注射薬の投与を継続したことは基準を満たしていない。また、17 時 43 分に帝王切開を決定するまで経過を観察したことは一般的ではない。

⑺ 帝王切開決定から 27 分後に児を娩出したことは一般的である。

⑻ 臍帯動脈血ｶﾞｽ分析を実施したことは一般的である。

⑼ 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

⑴ 新生児蘇生(ﾊﾞｯｸﾞ・ﾏｽｸによる人工呼吸、胸骨圧迫、気管挿管、ｱﾄﾞﾚﾅﾘﾝ注射液投与)は一般的である。

⑵ 重症新生児仮死のため A 医療機関 NICU に搬送したことは一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

⑴ 胎児心拍数陣痛図の判読と対応については、「産婦人科診療ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ-産科編 2026」を再度確認し、胎児心拍数波形ﾚﾍﾞﾙ分類に沿った対応と処置を習熟し実施することが勧められる。

⑵ 子宮収縮薬(ｵｷｼﾄｼﾝ注射液)の使用については「産婦人科診療ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ-産科編 2026」に則した使用法が勧められる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

事例検討を行うことが望まれる。

【解説】児が重度の新生児仮死で出生した場合や重篤な結果がもたらされた場合は、その原因検索や今後の改善策等について院内で事例検討を行うことが重要である。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

⑴ 学会・職能団体に対して

なし。

⑵ 国・地方自治体に対して

なし。